

国立市子ども家庭支援センター運営協議会規則（平成15年7月10日規則第39号）

最終改正:平成20年10月31日規則第30号

改正内容:平成20年10月31日規則第30号〔平成21年4月1日〕

---

○国立市子ども家庭支援センター運営協議会規則

平成15年7月10日規則第39号

改正

平成20年10月31日規則第30号

国立市子ども家庭支援センター運営協議会規則

（目的）

第1条 この規則は、国立市子ども家庭支援センター設置条例（平成15年3月国立市条例第1号）第4条の規定に基づく、国立市子ども家庭支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会長及び副会長）

第2条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 運営協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

（庶務）

第4条 運営協議会に関する庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

付 則（平成20年10月31日規則第30号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年11月1日から施行する。

---